

<報道発表資料>

カテゴリー:県政一般

令和8年7月31日

産業廃棄物処理業者の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、有限会社田村興業の産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しました。

1 処分対象者

名 称：有限会社田村興業
代 表 者：取締役 田村 尚大
所 在 地：埼玉県朝霞市大字台字久田248番1号
許 可 内 容：産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）
許 可 番 号：01110038495

2 処分内容

法第14条の3の2第1項第2号の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）の許可取消処分

3 処分年月日

令和8年7月31日

4 処分理由

有限会社田村興業取締役の田村尚大は、法第16条の2（焼却禁止）違反により令和6年5月18日に罰金刑が確定した。
このことは、法第14条の3の2第1項第2号に該当する。

※ 産業廃棄物収集運搬業等の許可については、取消しの要件が定められており、その要件の1つに「法の規定に違反して罰金刑が確定した場合、許可を取り消さなければならない」という規定があります。本処分はこの規定に基づき許可を取り消したものです。